

## 八代港における船舶等の対応措置（津波襲来時）

| 勧告区分 | 船舶等の対応措置   |
|------|--|
| 警戒勧告 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 在泊船舶は、津波の襲来時に備えて準備を行い必要に応じて直ちに避難できるように準備すること。</li> <li>2 港内又はその境界付近における荷役、給油、工事、作業及び行事は中止すること。</li> <li>3 小型船舶等は、できる限り陸揚げ固縛などの措置を行うこと。</li> </ol> |
| 避難勧告 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 港外退避可能な船舶は、速やかに避難すること。</li> <li>2 前項以外の船舶は、陸揚げ固縛、港内避泊及び係留避泊等の最善の措置をとること。</li> <li>3 港内又はその境界付近における荷役、給油、工事、作業及び行事は中止すること。</li> </ol>              |
| 解除   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 船舶等は、避難準備等を復旧し、又は入港すること。なお、交通整理の指導等がある場合は、これに従うこと。</li> <li>2 航行する船舶は、漂流物及び水深の変化等の情報に十分注意すること。</li> </ol>   |

なお、津波襲来が急迫すると思料される地震発生時は、命を守る行動を優先し、勧告によらず自主避難することとする。

※実際の「安全な海域」の決定にあたっては、想定される最大の津波の波高その他の状況、津波の特性（①波高は、水深の4分の1乗に、水路幅の2分の1乗に逆比例してそれぞれ高くなること、②波長は、水深が浅くなると短くなること、③流速は、水深が浅くなると遅くなること）、海域及びその周囲の状況、船舶の性能、研究成果（津波警報時には、水深50m以上の広い海域に避難した方がよいこと）その他津波による海難を防止するために必要な事項を考慮する。

小型船舶等：小型漁船、プレジャーボート等小型船舶及び雑種船をいう。